

# 構造改革特別区域計画

## 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

神奈川県

## 2 構造改革特別区域の名称

神奈川県児童福祉施設調理特区

## 3 構造改革特別区域の範囲

藤沢市の全域

## 4 構造改革特別区域の特性

藤沢市は、人口 393,344 人 世帯数 254,349 世帯(以上、平成 16 年 12 月 1 日現在)、児童人口 66,340 人(平成 16 年 12 月 1 日現在)となっている。

平成 15 年度の神奈川県の児童相談所が受け付けた相談件数は、6,677 件(うち、養護相談 1,917 件)であるが、そのうち藤沢市域からのそれは 576 件(122 件)で大きな割合を占めている。

このような状況から、藤沢市域内にある児童養護施設等への入所も増加しており、高い入所率となっている。

当該区域内における本計画に関係する児童福祉施設の設置及び入所児童等の状況は下表のとおりとなっている。(平成 16 年 12 月 1 日現在)

施設種別	施設名	設置・運営者	定員	入所児童数
児童養護施設	聖園子供の家	聖心の布教姉妹会	160	152
乳児院	聖園ベビーカーホーム	聖心の布教姉妹会	40	39

これらの施設での給食の状況であるが、児童福祉施設最低基準に規定されているとおり運営者が雇用する調理員が施設内に設けられた調理室において調理を行っており、できるだけ児童の嗜好を考慮しながら児童の健全な発育に資するよう給食業務に取り組んでいるところである。しかしながら、調理材料を調達するに際して、規模が小さいことから調達単価が高額になるとともに調理員の転退職による欠員が頻繁に生じるなど人員確保に多大な労力を割いている。そこで民間業者への委託により、現在の暖かい家庭的な雰囲気での食事の提供を確保しつつ、調理コストの削減及び業務の安定的な運営を図ることが求められている。

また、本県としては、都市圏に位置するとともに南部が都市地域、北部が田園地域という特性をもっているが、藤沢市域は、本県の人口居住地域の縮図といえるところであ

り、平成 17 年度試験的に本事業を実施した場合、その結果を見て県所管域内全域において実施する際の貴重な先例となるものと考えられる。また、当該区域内にある聖園子供の家及び聖園ベビーホームは、200 人の定員を要しており、県内においても最大の施設であるとともに、全国的に見ても最大規模の施設であることから、適用を受ける主体として、事業の実施効果を検証する上で、十分な条件を備えているといえる。

なお、当該区域内では、既に多くの老人福祉施設等で調理業務の民間委託が行われており、公立の小中学校における給食も民間委託が進められているとともに大都市圏内に位置し委託可能な調理業務に関し実績のある業者が多数あることから、本計画を実施することが適当な区域といえる。

## 5 構造改革特別区域計画の意義

入所している児童にとって、給食は健全な発育を図るための重要な生活の基盤であると同時に、自立のために必要な食材に関する知識や調理に関する技術を習得しうる大切な機会である。

本計画により民間調理専門業者の豊富な知識・技術を活用することが可能となるため、規制の特例措置の適用をうけることとなる施設（以下、「実施施設」という。）においてはこれらの給食サービスの質の一層の向上が図られ、入所児童にとってより豊かな食生活を営むことができることとなる。

また、県の総合計画である「神奈川力構想・プロジェクト 5 1」において児童虐待への総合的な対応を重点項目としており、給食サービスの向上により家庭的に困難を抱える児童に対し、家庭的な温かい食事を提供し、児童の精神的安定を図り、実施施設の児童の処遇面での一層の向上を図るとともに、将来の自立へ向けての準備となる本事業は、本県の児童福祉行政の推進にとっても大きな意義をもつものである。

本県としては、藤沢市域は、県の縮図といえるところであり、かつ、当該区域内で本計画に関係する施設も取組にふさわしいと考えており、今後、県所管域内に対象区域を拡大することを目指し、平成 17 年度に、当該地域内において本事業を実施し、その効果を検証し、確認することにより効果的な施策展開が図られるといえる。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

上記 5 のとおり、給食サービスの質の一層の向上が図られると同時に、実施施設においては運営の効率化が図られ、経費が削減されることが期待できることから、その削減された経費をもって実施施設におけるその他の児童の処遇に係る取組を充実させるよう児童福祉の向上を図っていく。

なお、現時点で本計画に当たって規制の特例措置を受ける意思を明確にしている施設は「聖園子供の家」のみであるが、上記のような本計画の児童福祉向上の効果に鑑み、本計画は試験的に藤沢市域において実施するものであり、当該施設での実施効果が認められた場合、県全体を特区の適用区域とし、今後適用を受ける意思を表示した施設での取組を促進していく予定である。

本県としては、県の総合計画である「神奈川力構想・プロジェクト 5 1」において子どもの健やかな育ちを支える環境づくりの一環として児童虐待への総合的な対応を

重点項目としてあげ、児童の権利侵害となる児童虐待の防止を目標としているところである。この計画によれば本県の所管児童養護施設に占める被虐待児童の割合が6割を超えており、児童1人1人への専門的・個別的ケアが求められている中であって、個々の児童にあった専門的で暖かい食事の提供は、児童の精神的な安定に資するとともに、将来家庭を築く児童に家庭での食事の大切さを理解させ虐待の連鎖を防止する一助となる。また、経費削減による児童養護施設での一層の児童の処遇の向上をもたらすことから、本事業は、本県の児童虐待防止という目標実現への重要な要素となるものである。

したがって、本県としても、各施設での主体的な取組を尊重しつつ、本計画の意義・効果等を県内施設へ周知し、普及を図り、より多くの施設で児童福祉が向上することを目標とする。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

### 【実施施設における効果】

民間調理業者は、給食提供の実績を重ねながら食材に関する知識の習得や調理技術、加工技術、盛りつけ技術等を研鑽しており、それらの知識・技術を活用することにより給食の質が向上する。

同時にそれらの豊富な知識・技術を児童に教授することにより、養護指導の一環として児童の食に関する知識等の一層の習得が図られる。

実施により削減された経費をどのように活用するかは施設において判断されるものであるが、例えば削減された人件費をもって新たに直接処遇に当たる非常勤職員を雇用する、あるいは給食以外の事業費の経費に充てる等により、児童の福祉の向上が一層図られる。

### 【地域における効果】

地域の民間調理専門業者にとっては、事業機会の拡大につながる。

## 8 特定事業の名称

児童福祉施設における調理業務担当者派遣受入れ事業

## 9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

児童福祉施設は入所している児童にとって生活の場であり、児童の身体的・精神的発達に極めて重要な役割を果たすこととなるため、個々の児童が健全な発育をとげ自立できるよう、より質の高いサービスを提供していくことが求められている。

本特定事業の実施はその一環として一定の効果を期待できるものであるが、併せて次の施策を行うことにより、一層のサービスの質の向上を図り、児童福祉向上を目指すものである。

構造改革特別区域実施に係る指導監督事業（工程表「関連事業」）

実施施設において、本特定事業の実施が児童の福祉向上に最大の効果を生み出すことができるよう、次のとおり指導監督事業を行う。

ア 実施施設においては家庭的な雰囲気での食事の提供が行われるよう配慮が必要であるが、神奈川県において随時実施施設における給食の状況を検査する等により確認を行う。

イ 実施施設において運営の効率化が図られ、経費が削減されることとなる場合、その削減された経費をもって入所児童の処遇に係る取組を充実させるよう促す。

ウ 特区内の施設は、任意に本計画に基づく事業を実施できるが、神奈川県として適切な指導監督等の管理を行う必要があることから、新たに事業を実施する者は神奈川県へ届出を行うこととする。

エ 以上の項目について規定した実施要綱を策定し、それに基づき実施する。

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

## 別紙

### 1 特定事業の名称

908(912)

児童福祉施設における調理業務担当者派遣受入れ事業

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特区内の児童養護施設及び乳児院

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定の日

### 4 特定事業の内容

社会福祉法人聖心の布教姉妹会において、暖かい家庭的な雰囲気での食事の提供が行われるよう下記5に掲げるきめ細やかな配慮を行いながら、外部から調理業務を担当する者の派遣を受け入れる。(平成17年4月予定)

また、それ以外の施設についても、各施設における実態を踏まえながら随時、必要に応じて調理業務を担当する者を外部から受け入れることを可能とする。

### 5 当該規制の特例措置の内容

実施にあたっては、暖かい家庭的な雰囲気での食事の提供が行われるよう、少なくとも次に掲げる事項を遵守するとともに、実施施設の実態に応じた適切な契約を受託業者との間で取り交わすものとする。

また、神奈川県は年1回以上実施状況について報告を受けるとともに、必要に応じて随時、検査する。

(1) 受託業者と契約を締結するにあたり次のことを行うこと。

受託業者に対し、施設における調理業務の重要性を認識させること。

単に食事を調理するのみでなく、食材を児童に説明したり、調理実習を実施したり、児童とともに食事を行うなど、児童と触れ合うことも派遣調理担当者の業務とする旨契約に盛り込むこと。

(2) (1)の契約内容に沿って確実に調理業務が行われるように必要な措置を講ずること。

(3) その他、「構造改革特別区域における乳児院等における調理業務を担当する者の外部からの派遣について」(平成15年8月28日付け、厚児発第0828004号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に定める事項を遵守すること。